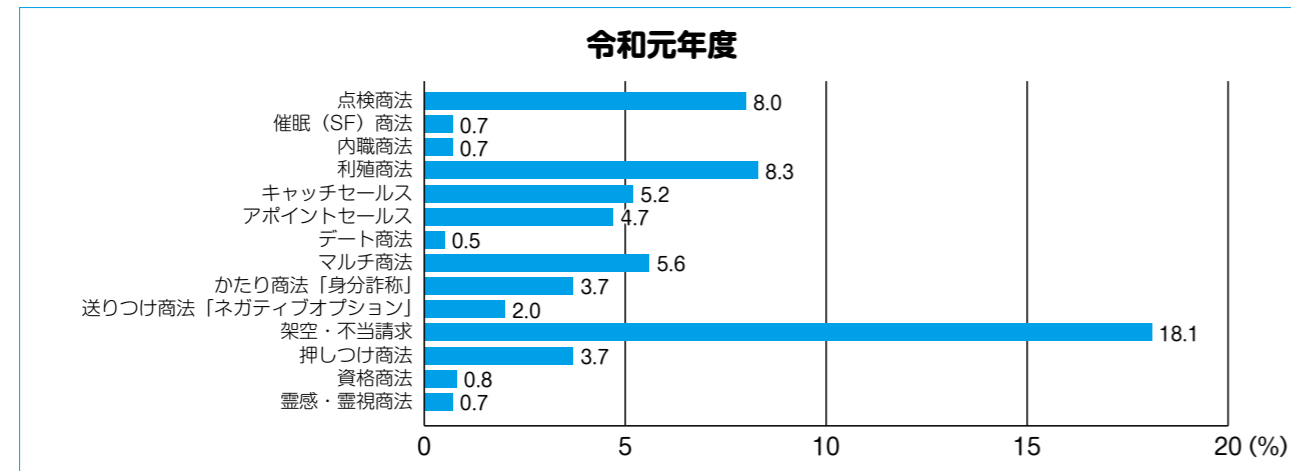


令和元年度消費生活に関する意識アンケート調査より

市内各地域に居住する消費生活モニター*が、近隣住民を対象に、アンケートにより消費生活に関する意識調査を行いました。(期間令和元年6月～7月、回答者数591名、対象者20代以上)「ここ1年の間に勧誘または被害にあったと思われる悪質商法を教えてください」の問いに対して、371件(複数回答可)の回答を得られました。勧誘または被害にあった割合が高かったのは、「架空・不当請求」「利殖商法」「点検商法」でした。



*消費生活モニター 消費者としての意識を高め、消費者啓発のリーダーの育成をめざし、市内在住者を対象に公募により委嘱し、各種研修などを通してモニターの意見を消費者行政の推進に役立てています。例年2月頃、広報ふなばし及び船橋市ホームページで募集しています。他のアンケート結果については、船橋市ホームページに掲載しております。

消費生活センター Tel 047-423-3006

消費生活センターでは、市内在住・在勤・在学の方を対象として相談を受けております。(事業者の方からの事業にかかわる相談はお受けできません)

★消費生活相談

商品・サービスや契約に関する苦情、トラブルについて解決のための助言・あっせん等を行います。

◆相談は電話・来所で受付けています。(予約不要)

開館日：月曜日～金曜日、第2・4土曜日 ※祝日、12月29日～1月3日は休館日です
受付時間：午前9時～午後4時

★弁護士による多重債務専門相談

金融業者からお金を借りて、支払い困難に陥った状態を「多重債務」といいます。一人で悩まず、お早目にご相談ください。

◆第2・4土曜日 午前10時～午後4時(消費生活センターで予約受付が必要です)

★まちづくり出前講座

あなたの地域に消費生活相談員を講師として派遣します。費用はかかりません。

◆10人以上の参加者と会場があればお申し込みできます。

講座の申し込み・問い合わせ：社会教育課 TEL：047-436-2895

くらしの情報 ふなばし

No.175

令和2年(2020年)3月15日発行
船橋市消費生活センター
船橋市本町1-3-1
JR 船橋駅南口フェイスビル5階
TEL 047-423-3006

悪質商法が あなたを狙っています!

消費生活センターに寄せられる相談は、年々増加しています。

悪質商法の手口も巧妙化しており、「私は大丈夫」と思い込むのは危険です。いざというとき気付けるように、最新の手口を知っておきましょう。

目次

- ・悪質商法があなたを狙っています! ... 1
- ・トラブル事例 2~3
- ・消費生活意識アンケート結果..... 4

悪質商法の被害にあわないための5カ条

- その1 必要のないものは「買いません」ときっぱり断る
- その2 突然の訪問には、ドアを開けずに対応する
- その3 即決は絶対ダメ!
- その4 甘い言葉には裏がある!!と心得る
- その5 身近な人や相談窓口にご相談する

消費者ホットライン

局番なし 188

だまされるのはイヤヤ!



船橋市消費生活センター TEL 047-423-3006

本当にお得？

電話勧誘販売（安くなる：光回線）



こんなトラブル！

契約中の大手通信会社を名乗り「新サービスです」「安くなります」と電話がきて申し込んだら、別会社との光回線の契約だった。「安くなる」と言われたのに、オプションがついてさらに高くなった。元の契約の解約料も発生した。

ここに注意！

電話での不要な勧誘を避けるために、常に留守番電話に設定しておきましょう。

契約を検討する場合には、事業者名や契約内容などを必ず確認しましょう。すぐに返事はせず、十分に検討しましょう。

その「勧誘」大丈夫!?

訪問販売（点検商法：火災保険で修理）



こんなトラブル！

「火災保険を使えば自己負担なしで家の修理ができる」と訪問された。契約書をみると保険金の申請と工事がセットの契約になっていた。解約したいと申し出ると、高額な解約料を請求された。

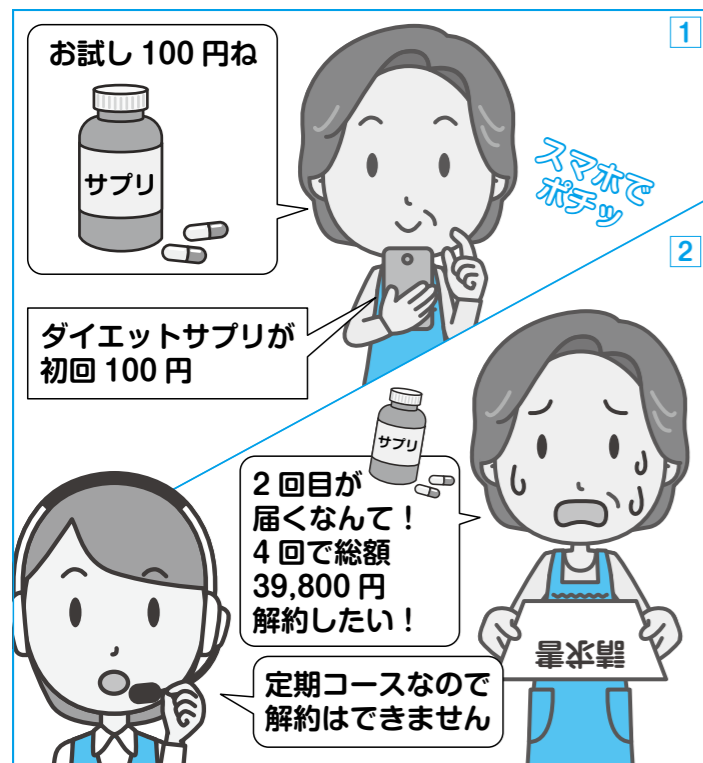
ここに注意！

台風や大雨、地震など自然災害のあとには住宅修理のトラブルの相談が多くなっています。

「無料で点検する」「保険を使って無料で直せる」と訪問されても応じないようにしましょう。

修理をする場合には、複数の業者から見積もりを取り、比較・検討しましょう。

通信販売（定期購入：健康食品、化粧品）



こんなトラブル！

インターネットで、健康に良さそうなサプリの広告を見て、「お試し」のつもりで申し込んだが、2回目が届いて、毎月届く定期購入と知った。解約したくて業者に電話をしたが、いつも混みあっていてつながらない。サイトをよく見たら、「4回の受け取りが条件。途中で解約できない」と書いてある。

ここに注意！

販売条件が小さな文字で書かれていたり、別のページに表示されていたりすることがあります。わからなかったと言っても、規約に同意して申し込んだとみなされます。

サイトに記載された内容をしっかり確認しましょう。

通信販売にクーリング・オフはありません。

訪問購入（買取商法）



こんなトラブル！

「いらないものを買い取る」と電話があり了承した。訪問した業者に、貴金属を出すよう迫られた。仕方なく大事な指輪を見せたら、安値で買い取られた。

ここに注意！

安易に家に来てもらうのは、やめましょう。

買取業者は、いわゆる「飛び込み勧誘」や「承諾の無い訪問」は法律で禁止されています。訪問があっても、きっぱり断りましょう。

訪問購入は、クーリング・オフできます。クーリング・オフ期間は、商品の引き渡しを拒めます。